

## 役 員 の 任 命

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）  
第２０条第４項の規定に基づき、平成１９年４月１日  
付けで、理事 上路 雅子を任命し、農林水産大臣に  
届け出たので公表します。